

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年4月30日

【会社名】 アメリカン・インターナショナル・グループ・インク
(American International Group, Inc.)

【代表者の役職氏名】 プレジデント兼最高経営責任者
(President and Chief Executive Officer)
ロバート・H・ベンモシェ
(Robert H. Benmosche)

【最高財務責任者の役職氏名】 エグゼクティブ・バイス・プレジデント兼最高財務担当役員
(Executive Vice President and Chief Financial Officer)
デイヴィッド・L・ヘルツォグ
(David L. Herzog)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 北 澤 正 明

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888 - 1000

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

内部統制報告書作成に当たって準拠している用語、様式及び作成方法

アメリカン・インターナショナル・グループ・インク（以下「当社」という。）は、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令第12条第1項の規定に従い、米国1934年証券取引所法Rule13a-15(f)及び15d-15(f)（その後の改正を含む）に定義される米国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価及び報告の基準（以下「米国内部統制基準」という。）に準拠して、当社の内部統制の評価及び報告書の作成を行っている。

米国と日本における内部統制の評価及び報告基準の主要な相違点

米国内部統制基準と日本において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準（以下「日本内部統制基準」という。）との主たる相違点は、次の通りである。

(1) 評価基準

日本内部統制基準では、企業会計審議会により公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」に基づいて内部統制の評価を行うことが要求されているが、米国においては、米国企業改革法第404条により要求されている財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、報告することとされている。

(2) 評価対象となる会社

米国内部統制基準では、会社及び連結子会社についての財務報告に係る内部統制の有効性の評価が要求されているが、日本内部統制基準では、会社及び連結子会社並びに持分法適用関連会社の財務報告に係る内部統制の有効性の評価が要求されている。

(3) 「財務報告」の範囲

米国内部統制基準では、財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等に係る対外的な報告の信頼性を確保するための内部統制及び個別財務諸表に係る内部統制は、財務報告に係る内部統制の範囲に含まれていないが、日本内部統制基準では、評価及び監査の対象となる財務報告に係る内部統制の範囲に含まれる。

(4) 内部統制の枠組み

米国内部統制基準では、企業が内部統制の評価に特定の内部統制の枠組みを適用することは要求されていないが、ほとんどの企業は、トレッドウェイ委員会組織委員会（以下「COSO」という。）が発行した「内部統制の統合的枠組み」で確立された規準に基づく内部統制を実施している。日本内部統制基準では、適用すべき内部統制の枠組みが、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」において明記されている。

米国と日本における内部統制の監査基準の主要な相違点

当社は、金融商品取引法第193条の2第2項第1号の規定に従い、米国の監査法人であるプライスウォーターハウスクーパース エルエルピーから、米国公開企業会計監視委員会の基準（以下「米国内部統制監査基準」という。）に準拠して財務報告に係る内部統制の有効性に係る監査証明報告書を受領している。

米国内部統制監査基準と、日本において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合との主たる相違点は、次の通りである。

- (1) 日本で一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合、独立監査人は経営者が作成した内部統制報告書に対する意見表明を行うが、米国内部統制監査基準では、企業の財務報告に係る内部統制の有効性に対する意見表明を行う。
- (2) 日本で一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合、財務諸表及び財務諸表の信頼性に重要な影響を及ぼす開示事項等を監査の範囲とするが、米国内部統制監査基準では、財務報告に係る全ての内部統制を監査の範囲とする。
- (3) 日本で一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠した場合、持分法適用関連会社が監査の範囲に含まれるが、米国内部統制監査基準では持分法利益及び投資の適正な計算に係る内部統制のみが含まれ、持分法適用関連会社は監査の範囲に含まれない。

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社プレジデント兼最高経営責任者ロバート・H・ベンモシェ及びエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼最高財務担当役員デイヴィッド・L・ヘルツォグを含む当社経営陣は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有している。当社の財務報告に係る内部統制は、上記プレジデント兼最高経営責任者及びエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼最高財務担当役員の監督の下、財務報告の信頼性、及び米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に従った外部報告目的の当社財務書類の作成に関して合理的な保証を提供できるように設計されている。

当社は、COSOが公表した「内部統制の統合的枠組み（1992年版）」に定められている規準に基づいて、財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

当社の財務報告に係る内部統制は、以下の内容の方針及び手続を含んでいる。

- (1) 当社の資産の取引及び処分を、合理的に詳細、正確かつ適正に反映する記録の維持に係るもの、

(2) 米国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類を作成するために必要な取引が記録されていることについて、また当社の収入及び支出は当社経営者及び取締役の承認に基づいてのみ発生していることについて、合理的な保証を提供するもの、並びに

(3) 財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のある当社の資産の未承認の取得、使用又は処分の防止又は適時発見に関して合理的な保証を提供するもの。

財務報告に係る内部統制には固有の限界があるため、虚偽の表示が防止又は発見されない可能性がある。又、将来の期間における有効性の評価の予測には、状況の変化により統制が不十分になるリスク、又は方針若しくは手続の遵守の程度が低下するリスクが存在する。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社の経営陣は、米国内部統制基準に準拠し、当社の2013年12月31日現在の財務報告に係る当社の内部統制の有効性を評価した。

3【評価結果に関する事項】

当社プレジデント兼最高経営責任者ロバート・H・ベンモシェ及びエグゼクティブ・バイス・プレジデント兼最高財務担当役員デイヴィッド・L・ヘルツォグを含む当社経営陣は、2013年12月31日現在、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項はない。

5【特記事項】

該当事項はない。